

消費生活用製品安全法に関する質問について

令和5年5月17日 製品安全課

項目	DIY等のホビーに使用されるネオジム磁石の取り扱いについて
【質問】	DIY等のホビーに使用されるネオジム磁石は、消費生活用製品安全法の規制対象（特定製品）となるか。
【回答】	<p>(1) 娯楽用品として複数の強力な磁石を使用した製品については、磁石製娯楽用品として消費生活用製品安全法の特定製品として規制の対象とする政令改正を令和5年5月16日に閣議決定したところです。これは、玩具として販売された、いわゆるマグネットセットを乳幼児が誤飲する重大な製品事故が発生していることを受けて措置したものです。</p> <p>(2) 他方で、DIYの材料や模型等に使用されるホビー材料として販売されるネオジム磁石については、当該ネオジム磁石そのものが玩具その他の娯楽用品として使用されるものではないため、今般の規制の対象外としており、これまでどおりの販売をしていただくことが可能です。</p>